

I 築20年以上の中古住宅（非省エネ等）の取得・改修をした場合の必要書類一覧

（※耐火建築物の場合は築25年以上）

	書類	有効期限	取得場所	取得費用
■税務署所定の用紙				
1	贈与税申告書	最新版	国税庁HP	
2	相続時精算課税選択届出書	最新版	国税庁HP	
■受贈者に関する書類				
3	受贈者の戸籍謄本（または抄本）	贈与日以降の最新の状態のもの	受贈者の本籍地の市区町村役場	一通¥450
4	受贈者の戸籍の附票の写し	居住開始日以降の最新の状態のもの	受贈者の本籍地の市区町村役場	一通¥450
■贈与者に関する書類				
5	贈与者の住民票の写し	贈与日以降の最新の状態のもの	贈与者の住民登録地の市区町村役場	一通¥300
6	贈与者の戸籍の附票の写し	贈与日以降の最新の状態のもの	贈与者の本籍地の市区町村役場	一通¥450
■住宅取得等資金の非課税の必要書類				
7	源泉徴収票	贈与があった年のもの	受贈者の勤務先	
8	登記事項証明書（土地・家屋）	工事完了後の最新の状態のもの	法務局	一通¥480~600 （申請方法により異なる）
9	受贈者の住民票の写し	居住開始日以降の最新の状態のもの	受贈者の住民登録地の市区町村役場	一通¥300
■耐震改修の申請と適合を証明する書類				
			(申請先)	
10	建築物の耐震改修の計画の認定申請書と基準適合証明書		都道府県知事	不動産会社に確認
	耐震基準適合証明申請書（仮申請書）と証明書	申請書…住宅用家屋の取得日までに申請したもの	建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人	
	建設住宅性能評価申請書（仮申請書）と評価書の写し	証明書…平成27年3月15日までに耐震基準に適合した住宅用家屋に係るもの	登録住宅性能評価機関	
	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書と締結書類		住宅瑕疵担保責任保険法人	

I + III + IV (c③)

※受贈者が贈与を受けた年に死亡した場合は別途IIが必要

※申告期限までに居住を始められない場合は別途VIIが必要